

所得税・住民税の扶養控除廃止に反対する意見書

政府税制調査会は、12月4日の全体会で、所得税の扶養控除廃止と連動して住民税の扶養控除を廃止する方針を固め、2010年度税制改正「大綱」にもりこむ考えを明らかにした。

これは、子ども手当の創設の財源として検討されてきたものだが、それぞれの扶養控除が廃止されると、所得税は2011年、住民税は2012年から増税になるとともに、保育料など23項目もの社会保障の各種制度の負担増に連動し、国民生活に重大な影響を及ぼすことになる。

また、子ども手当が創設されたとしても、所得税と住民税の扶養控除が廃止されると、子ども手当の給付対象となっている16歳未満の子どもがいる世帯においても、現行の児童手当の廃止と所得税・住民税の増税の影響で、子ども手当の効果は縮小することになる。

例えば、年収300万円のサラリーマン世帯（3人家族、配偶者は無職、子どもは3歳未満）では、所得税・住民税の合計増税額が年間5万4500円で、現行児童手当（年額12万円）の廃止と合わせると、子ども手当給付の効果は13万7500円まで縮小する。

よって、町田市議会は、国に対し、庶民増税のみならず社会保障の庶民負担増となる所得税・住民税の扶養控除の廃止は行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。